



いわさき みきこ  
**岩崎 美紀子**

(筑波大学社会科学系教授  
政治学博士)

福岡県生まれ。津田塾大学国際関係学科卒業。ボルドー大学大学院修了（歴史学修士）、モントリオール大学大学院修了（政治学博士）。筑波大学社会科学系助教授を経て現職。国土審議会委員、地方分権改革推進会議委員、地方制度調査会委員、総合資源エネルギー調査会電源開発分科会委員などを歴任している。主な著書に『カナダ現代政治』（東京大学出版会、カナダ首相出版賞受賞、1991年）、『分権と連邦制』（ぎょうせい、1998年）、『市町村の規模と能力』（編著、ぎょうせい、2000年）『行政改革と財政再建 - カナダはなぜ改革に成功したのか』（御茶の水書房、カナダ首相出版賞審査員特別賞受賞、2002年）がある。

#### 1 機関委任事務制度

本来は国が行うべき行政事務の一部について、住民の利便性や事務効率等を考慮して、法令によって地方公共団体の「執行機関」（知事、市町村長など）に、事務を任せ（委任する）という制度。旅券（パスポート）の発給や飲食店の営業許可など、1995（平成7）年には562件にも達していた。

委任した事務（仕事）に関して、国は「通達」等を通じて地方自治体に様々な要求や規制を行うことができたことから、地方分権推進委員会では、上下関係や主従関係につながりやすい中央集権型の行政システムとして、制度そのものの廃止を勧告。これを受けて1999（平成11）年に成立した「地方分権一括法」の施行によって、2000（平成12）年4月から廃止され、国と地方自治体の関係は新しい段階を迎えている。

## 国と自治体は「相互依存」の関係に進化する。 「一国多制度」時代の到来を視野に入れながら、 北陸は新しい日本のトップランナーをめざすべきだ。

国と地方が「相互浸透」の関係で  
互いにもたれあってきたこれまでの日本

日本の場合、国（中央政府）と地方自治体（地方政府）の関係は、自立した個別の組織間関係というよりも、国と地方が一体化している、あるいはお互いが織り込まれたような関係になっている点に大きな特色がある。そうした関係をバックグラウンドに、国と地方の境目を明確にせず、相互にもたれあうように地方行政が進められてきたといっても過言ではない。「機関委任事務制度<sup>1</sup>」というのは、その象徴とでもいうべき制度だ。

国も地方もお互いが境界線を明確にしないまま、阿吽の呼吸で助け合い、補い合いながらなしくずしに地方行政を進めていくというこの関係は、双方が交じり合おうとする点から「相互浸透」の関係と名づけることができる。

「相互浸透」の関係というのは、国（省庁）や地方自治体のどちらにとっても居心地も都合もいい関係だ。例えば、国が自らの施策や計画を推進したり、予算を拡大する際の根拠として、地方自治体が望んでいるからという理由をあげやすいという環境を形成した。一方で、地方自治体は施策や事業について、何らかの問題や争点が発生しても、「国が言ったから」「国の方針に従って」といったようなエクスキューズが可能だった。

つまり、国も地方もどちらもが、行政的にも財政的にも政治的にも責任を取らなくていいというのが、「相互浸透」のシステムなのである。

こうした関係は、日本が一丸となって復興と高度成長を進めていくような時代、つまり国全体を一つの方向に進める国家運営が必要な場合には、一番効率のいいシステムといえる。国と対立したり、何かの案件について優先順位を主張するような地方自治体はないから、国はまず大都市圏や太平洋側に集中投資ができた。その代わりに地方は、道路にしる空港にしる、しばらく待っていれば必ず自分たちの順番がやってきた。時期は多少遅れるものの、必要性や採算性がさほど問われることなく、フルセット型の整備が約束されてきたのである。

しかし、この「相互浸透」という関係は、国（中央政府）と地方政府があまりに一体的であるために、危機に直面した場合にドミノ倒しになりやすいという弱点を持っている。構造として脆弱なのである。

世界中のほとんどの国々は、基礎的な自治体（コミュニティ）や県や州のような地方自治体（リージョナル）、そして国（ナショナル）といった三層構造を形成しているが、中央集権の性格が強い日本の場合、その三層がシームレスで境目がないので、どこかが倒れるとみんなが倒れてしまう恐れがある。